

公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟公認  
東北ゴルフ練習場連盟プロフェッショナル研修会

会 則

(名 称)

第 1 条 この会は「公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟公認 東北ゴルフ練習場連盟プロフェッショナル研修会」と称する。

会員は「公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟公認 東北ゴルフ練習場連盟プロフェッショナルメンバー」と称する。

(目的及び所属)

第 2 条 この会は、ゴルフ練習場におけるゴルフ総合業務知識者及び将来プロゴルファーを志望するものの教育機関として、公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟に公認を受けた東北ゴルフ練習場連盟内におき、実技の錬磨研鑽、人格品位の向上、及びルール、エチケットの熟知徹底を図ることを目的とする。

(行 事)

第 3 条 前条目的を達成するため、次の行事を行う。

1. 随時プロゴルフ協会より教育指導を受ける。
2. 実技研修を毎月4月～12月の毎月1回、年間9回コースにおいて行う。  
実技研修は、原則として毎月第3木曜日に行う。ただしコースの都合により変更する事がある。
3. 年1回以上、資質向上に教育指導（セミナー）を行う。その他必要と認めた行事。

(会 員)

第 4 条 1. この会の会員は、東北ゴルフ練習場連盟加盟練習場に所属し、推薦された者とする。

2. 推薦された者は、理事長に対する入会申込をなし、入会テストを受けることができる。入会テスト料5,000円を支払うこと。

入会審査日に男子90ストローク以内、女子95ストローク以内の入会条件を満たした者は、「公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟公認 東北ゴルフ練習場連盟プロフェッショナルメンバー」に登録され、これに対し会員証を交付する。

3. 会員が研修会を退会した場合は、資格を喪失し、認定証、会員証は直ちに事務局に返却すること。

また、所属練習場及び登録事項が変更した時は直ちに事務局に申し出ること。

(遵 守 事 項)

第 5 条 会員は研修会出席時に限らず、常にジャケット着用の上、会員証を携帯し、礼儀マナーを守り、品位向上に努めること。

(褒 賞)

第 6 条 実技研修において優秀なる成績を納めたものに対して、賞状または賞品を授与することがある。

(罰 則)

第 7 条 この会則第 2 条目的事項に違反する行為ありと認められたものは、役員会において出場停止、または除名されることがある。

(役 員)

第 8 条 この会の役員は、東北ブロック役員をもって構成する。またこの会の役員中より若干名を幹事として置くことができる。

(顧問及び相談役)

第 9 条 この会は、必要と認めたとき若干名の顧問および相談役を置くことができる。

(登 録 料)

第 10 条 この会則第 4 条により会員として認められた研修会会員は、以下の金額を会に納めなければならない。

1. 入 会 金 10,000円

入会金は、いかなる理由があっても返還されない。

2. 東北ブロック年会費 20,000円

3. JGRA 研修会会員年間登録料 2,000円

(資 格 の 認 定)

第 11 条 以下の者は理事会の承認を経て資格（Aクラス）を認定する。

1. 審査日に基準を満たした者。
2. 年間平均基準スコアを満たした者。
3. 5年以上在籍を有し、規定の実技に参加した者。

認定を受けた者は、資格認定料として30,000円支払うこと。

(会 員 活 動)

第 12 条 会員は次に定める活動を行なうことが出来る。

1. Aクラス会員はゴルフ練習場に関わる有料レッスン活動
2. Bクラス会員はAクラス会員の補助者として有料レッスン活動

(会 員 の 特 典)

- 第 13 条
1. 日本プロゴルフ協会ツアープロテストの推薦
  2. 日本プロゴルフ協会ティーチングプロの推薦  
実技研修会において上位者を推薦する。

(附 則)

第 14 条 この会則は昭和 49 年 11 月 1 日より実施する。

- (付)
- 平成 14 年 10 月 1 日改正
  - 平成 16 年 4 月 1 日改定
  - 平成 22 年 4 月 1 日改定
  - 平成 27 年 11 月 1 日改定
  - 令和 1 年 12 月 1 日改定